

令和6年8月28日

様

北河内府税事務所長
北田 晃

職場環境整備等の要求に対する回答書

要 求 項 目	回 答 項 目
1 従来からの労使慣行を遵守し、労働条件の変更にあたっては、一方的な実施は行わないこと。	1 良き労使関係については、今後とも尊重してまいりたい。 また、勤務条件に関する事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2 安全衛生委員会の強化、安全衛生情報の提供などにより健康管理体制の充実強化を図ること。	2 安全衛生委員会については、令和2年度から毎月開催し、職場における事故等の防止に努めています。また、安全衛生情報の提供などについては、「安全衛生だより」を年4回発行するとともに、救急講習会及び健康管理講演会を毎年開催しており、今年度も引き続き行う予定です。今後とも安全衛生情報の提供、健康管理体制の充実・強化に努めてまいりたい。
3 税務手当については、給与の調整額に移行すること。	3 要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。
4 冷暖房・空調について	4 執務室等の空調については、毎年、冷暖房の運転を始める前に機械の点検、清掃を行うなど、設備の保全・管理に万全を期しているところです。 (1) 冷暖房の運転については、は、彈力的な運用に留意してまいりたい。 (2) 空気の清浄性については、引き続き適切に点検・整備を行ってまいりたい。 (3) 冷暖房運転については、執務室の適温管理に努めているところであり、今後とも状況に応じ、適切な運用に留意してまいりたい。

要 求 項 目	回 答 項 目
<p>5 職場の労働安全衛生の観点から執務室の保全・改善を行うこと。</p> <p>(1) 現庁舎において破損箇所が生じた場合は、速やかに改修工事等を行うこと。</p> <p>(2) 庁舎施設に係る耐震性の確保、震災等災害時の避難誘導等点検整備を怠らないこと。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス等の集団感染が起きないよう、執務室内の換気その他必要な対策を講ずること。</p> <p>(4) 庁舎の移転に際しては、職員の労働安全衛生に関する十分協議を行うこと。</p>	<p>5 執務室の保全・改善については、その都度、必要な改修等を行ってきたところです。</p> <p>(1) 新庁舎への移転までの間、現庁舎において破損箇所が生じた場合は、これまでと同様に、その都度、税政課と連携して、必要な改修等を行う努力でまいりたい。なお、10月の庁舎移転後においても職場の安全確保、快適な執務環境づくりに努めてまいりたい。</p> <p>(2) 北河内府民センタービルは耐震基準を満たしており、常に危機管理意識を持って施設の整備や点検を行っているところです。</p> <p>また、震災等災害時の避難誘導等についても、災害時対応マニュアルを職員に周知するとともに、避難訓練等を毎年実施しているところであり、引き続き点検整備に努めまいりたい。なお、庁舎移転後においても避難訓練や震災等災害時の避難誘導等点検整備を行ってまいりたい。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス等の感染症対策のための執務室内の換気についても、定期的な室内的換気を促すとともに、特に会議等で人が密集する際は、窓を開け、常時の換気を行うなど感染対策に努めているところです。今後とも集団感染が起きないよう注意喚起に努めまいりたい。</p> <p>(4) 庁舎の移転にあたっては、職員の労働安全衛生に関する事項について、協議を行ってまいりたい。</p>
<p>6 職員の安全確保のため庁用自動車及び自転車の点検・整備を行うこと。</p>	<p>6 庁用自動車及び自転車については、これまでも点検・整備を行っているところです。今後とも業務に支障がないよう点検・整備に努めてまいりたい。</p>